

第2号様式(第10条関係)

令和 6年 4月 26 日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

島尻 忠明



令和 5年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和 5年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和 5年度 政務活動費收支報告書

議員名 島尻 忠明

1 収 入 政務活動費 1,800,000 円

2 支 出

(単位:円)

項目	支出額	備考
調査研究費	7,500	ベトナム視察(Wi-Fi使用料(1/2))
研修費		
広聴広報費	621,441	議会活動報告(沖縄タイムス・琉球新報折込含む)
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費	36,900	沖縄タイムス
事務所費	609,040	家賃・水道料込み(1/2)
事務費		
人件費		
合計	1,274,881	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 525,119 円

充当割合・政務活動以外が含まれるので案分

調査研究費

ベトナム視察 Wi-Fi レンタル (11/20~24)

2
お客様用

領 収 証										TZ № 042147	
<u>RECEIPT</u>										2023年11月30日	
島尾 克明 様											
領収金額	百	千	万	十	五	十	五	零	零	零	印紙
上記金額には消費税等￥_____が含まれています。											
但し、 <input type="checkbox"/> 航空券代金 <input type="checkbox"/> クーポン券代金 <input type="checkbox"/> 団体旅行代金 <input type="checkbox"/> 申込金として <u>150-1/2 Wi-Fi レンタル代金</u> 上記正に <u>現金・クレジットカード・</u> で領收致しました。											
発行店TEL	0988572222										
発 行 店	07 営 業 本 部										
発 行 者											
 沖縄リースロード 経理部 沖縄県那覇市松尾											

$$15,000 \times 1/2 = 7,500$$

Wi-Fi レンタル (1/2) 7,500 円

統一様式-⑧		視察調査報告書
経費区分	調査研究	
年月日	R5.11月20日～24日	
場所	ベトナム社会主義共和国ハノイ市	
相手方	JICAハノイ事務所、JETROハノイ事務所、JNTOハノイ事務所、ハロン湾管理局、国立ベトナム歴史博物館、国立ベトナム軍事歴史博物館	
目的	世界自然遺産の環境保全と観光活用の両立に係る先進地例調査(ハロン湾) 独自の歴史に係る研究及び遺跡資料の管理・展示のあり方と観光活用に関する先進地例調査(歴史博物館) 戦争の歴史に特化した博物館の整備のあり方、歴史展示のコンセプトと手法その他に関する県内類似施設との比較調査(軍事歴史博物館) ベトナムの基本情報ならびに政治状況、当該組織の現地での活動状況と沖縄事務所との関わり、ODAの活用状況と沖縄の関わりについて(JICA) ベトナムの基本情報ならびに経済情勢、日系県系企業の進出状況、国産県産品の流通状況等の現状、および当該組織の現地での活動状況について(JETRO) ベトナムの観光情勢ならびに日本との関わり、沖縄への観光誘客等について(JNTO)	
日程概要	別紙参照	
内容	ハロン湾 ・文化遺産と比して観光活用にハードルがある世界自然遺産について、「どこまで保全してどう活用するか」ということの先進事例を確認する。 ・レストハウス等、観光活用のための関連施設整備のあり方を視察する。 ・環境保全との両立(ハロン湾は近隣に石炭鉱山があり、水質汚染防止や運搬船と観光船の航路調整の問題を抱えている)に向けた取り組みを確認する。 ○国立歴史博物館 ・独自の歴史の研究および展示について、「沖縄の歴史の観光活用」という観点からベトナムでの事例を確認する(博物館施設自体の整備も併せて)。 ・沖縄には現在歴史をテーマにした博物館ではなく、今後の整備の可能性について考えるきっかけにする。 ○軍事歴史博物館 ・戦争の歴史について、客観的かつ体系的な視点での各種資料展示、動線と見せ方、説明のあり方、訪れる客層と反応(滞在時間や各種資料への反応など)その他、県内既存の施設と比較して足りない点や加えるべき点を洗い出し、今後の整備のあり方に役立てる。	
所見	11月20～24の日程でベトナムVNに会派視察を行いました。初めての訪問でありこれまでのベトナムの認識とは全く異なり社会主义国でありながら市場経済主義でしっかりと経済活動には感心致しました。更に他国からの侵略や植民地を乗り越えて建国を成し遂げた国民の固い結束の歴史にも触れるきかいも軍事歴史館で視察をし歴史資料館では今日迄の苦難な歴史が読み取れました。沖縄県も歴史的に見ると同じような時代を生き抜いてきたんではないかと思いました。沖縄県でもこのような次の世代に伝えられる施設の必要性も考えさせられました。更にベトナムは若い世代の国民が多く勤勉でもありこれからはASEANの中でも力強い経済力を持つとも言われており日本を筆頭に世界から注目されており沖縄県も少子化対策労働力の確保等これからも交流しながら注視して取り組んでいきたいと思いました	

沖縄自民党 ベトナム視察行程表（案）

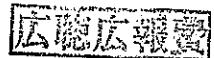
期間：令和5年11月20日～24日（4泊5日）

往路：11月20日 沖縄→羽田 10:10発 12:25着（JAL902便） 羽田→ハノイ 16:35発 20:30着（ベトナム航空385便）

復路：11月24日 ハノイ→羽田 08:30発 15:05着（ベトナム航空384便） 羽田→沖縄 20:00発 22:50着（JAL925便）

宿泊先：11月20日～11月23日 ベトナム・ハノイ市内（未定）

日	時	旅 程	概 要	備 考
初日	8:30	那覇空港集合		
	10:10	JAL902便にて羽田へ		
	12:25	羽田空港着、ハノイ行きに乗り換え	空港内トランジット約4時間強	
	15:10	ベトナム航空385便にてハノイへ		
	20:30	ハノイ・ノイバイ空港着		
	22:00	ホテル着		ハノイ市内
2日目	8:30	ホテル出発		
	9:00	ハノイ市内にてレク	ベトナムの概況・社会情勢等に係るレク	
	10:30	ハロンへ移動		
	12:00	昼食		
	13:00	世界遺産「ハロン湾」視察	環境保全・観光活用の取組視察およびレク	
	17:00	ハロン出発、ハノイへ		
	18:30	ホテル着		
3日目	8:30	ホテル出発		
	9:00	◎ジェトロ・ハノイ事務所	ハノイの経済状況及び日系・県系企業の状況についてレク	
	10:30	◎JICA ベトナム事務所		
	12:00	昼食		
	14:00	県系企業訪問や博物館視察等	企業訪問は1時間程度、博物館視察については 国立歴史博物館で2時間程度を予定	
	15:00			
	18:00	ホテル着		
4日目	8:00	ホテル出発		
	9:00	◎シンクタンク(国防) 視察	安全保障関係のレク	
	12:00	昼食		
	13:30	ベトナム軍事歴史博物館視察	資料収集及び保存、展示、あわせて現状 おもひれ？	
	16:00	博物館出発		
	17:00	ホテル着		
5日目	5:30	ホテル着		
	6:00	ハノイ・ノイバイ空港着		
	8:30	ベトナム航空384便にて羽田へ		
	15:05	羽田空港着、沖縄行きに乗り換え	トランジット5時間弱	
	20:00	JAL925便にて沖縄へ		
	22:50	那覇空港着、解散		



充当割合：政務活動¹⁾のみ全額充当

議会活動報告書【22,000枚】

沖縄タイムス折込【11,560枚】 琉球新報折込【9,355枚】手配り/報告会等【1,085枚】

No 510559

領 収 証 2024年3月29日

島尻 淳明 様

登録番号: T1360001006661

株式会社 うるま印刷

T901-1111 沖縄県南風原町字兼城57-1 電話(098)889-5813

fax(098)889-5362 E-mail(098)889-5813

<http://www.urumaink.co.jp>

認証番号: SGSHK-COC-350623

品名	数量	単位	単価	金額
議会活動報告書 No.4	22,000	枚	19.5	429,000
折込代 沖縄タイムス	11,560	枚	6.5	75,140
折込代 琉球新報	9,355	枚	6.5	60,807

上記のとおり領収いたしました

現金	
小切手	
手形	
相殺	
振込	✓ 沖縄



10%対象	564,947
消費税額 10%	56,494
合計	762,144

議会活動報告（折込込み） 621,441円

沖縄タイムス証明書

株式会社うるま印刷
島尻忠明御中
御中

日付：2024年3月28日 木曜日

配布枚数：11,560枚 サイズ：A-3

媒体種別：沖縄タイムス

1 / 1

販売店名	配布枚数	販売店名	配布枚数
浦添市	11,560		
浦添市	11,560		
神森センター	1,560		
浦添東1	1,215		
城間	810		
宮城・屋富祖三丁目	815		
上港川	775		
浦添中央センター	755		
伊祖第二	155		
牧港中央販売センター	460		
下港川	505		
仲間	865		
当山(浦添)	405		
前田・石嶺北	895		
広栄	515		
浦西団地	305		
経塚	795		
大平インター	260		
安波茶	470		

上記の指定期日通り、配布したことを証明申し上げます。

発行日 2024年3月29日

広報紙充当可能割合確認票

議員名

島尻 忠明

広報紙名	紙面割合
議会活動報告 Vol.4	<ul style="list-style-type: none">●全体面積: $21\text{cm} \times 29.7\text{cm} \times 4\text{面} = 2494.8\text{cm}^2$●充当対象外記事: 面積計 = 0cm^2 FALSE●充当可能割合: $1 - (0\text{cm}^2 / 2494.8\text{cm}^2) = 1 \doteq 100/100$以下

島尻忠明

総務企画委員会 副委員長
那覇港管理組合議会 議長

Vol.4

2024.3.28



日頃より島尻忠明の議会活動に対し、ご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。コロナ渦が落ち着き、停滞していた県経済も基幹産業の観光業を中心に回復してきました。この間、市民からの相談も多く、身近な生活問題から地域の課題等について直接見聞しながら取組んできました。取り分け西海岸開発とキャンプ・キンザー跡地利用計画については、持続可能な沖縄経済・社会発展を促進させるために、広域的及び長期的な視点から、未来に向け環境価値、社会価値、経済価値を創造すべきとの信念の下で取組んで参りました。

これからも真っすぐに、西海岸開発とキャンプ・キンザー跡地利用計画が地域発展と結び付くために、行政・地権者・地域住民の協働による新しい公共の形成による新たな価値が創出できるよう浦添のまちづくりに取組んで参ります。

6月議会一般質問

1. 知事の政治姿勢について

- (1) 那覇港港湾計画が改訂され、計画の早期実現に向けた
沖縄県の取組について
ア、施設の老朽化やキャバシティーの大型化といった課題の
対応について

イ、那覇港湾の代替施設への今後の取組について

- ウ、浦添第一防波堤の延伸の今後の取組について

(2) 那覇港浦添埠頭地区の整備について

- ア、浦添埠頭12号岸壁の早期整備について

(3) 観光行政について

- ア、モデル観光地の採択地決定を受けての取組について

10月議会一般質問

1. 知事の政治姿勢について

- (1) 那覇港浦添埠頭地区の整備予算の確保に向けた沖縄県の
今後の取組について
ア、那覇港湾施設の浦添への移設について
イ、浦添埠頭地区的交流・にぎわい空間のうち、県は令和6
年度中に海洋緑地とマリーナの基本計画を実施するため
の予算措置を行い、令和7年度には準備書の作成に取り

組めるようにする必要があると考えますが、見解を伺います
ウ、今後、浦添市が実施する予定の交流厚生用地の整備につきま
して、相当数の集客が見込まれるが、沖縄県として本事業に
対してどのような協力が可能と考えているのか

2. 県内ヤギ生産農家の支援について

- (1) 沖縄県としての取組について
(2) 家畜防疫衛生への支援による生産農家の環境整備について

12月議会一般質問

1. 知事の政治姿勢について

- (1) 第23回那覇港湾施設受入れに関する協議会について
ア、10月26日に10年ぶりに知事室長も入る形で協議
会が開催されました。その内容について
イ、浦添埠頭地区交流・賑わい空間の整備事業は、浦添市と
那覇港管理組合が環境アセス方法書を作成すること
ですが、県としてこの整備事業を実施協力して進めてい
くのか

2. 下地島空港及び周辺用地の利活用事業の進捗状況と、今後の 取組課題について

3. 道路行政について

3. 道路行政について

(1) 沖縄西海岸浦添北道路Ⅱ期線工事の進捗について

- ア、沖縄西海岸浦添北道路は、国道58号の渋滞緩和や那覇港、
那覇空港へのアクセス向上を目的に整備された道路です。
カーミージーや港川地域で工事が進んでおりますが、進捗状
況と課題について
イ、沖縄西海岸道路浦添南道路の事業化に向けた課題と今後の取
組について
ウ、浦添西原線港川道路の進捗と課題について

4. 福祉行政について

- (1) 児童養護施設の退所年齢と退所後の子供の進路と課題について

2月議会代表質問

1. 知事の政治姿勢について

- (1) ワシントン駐在の活動について
(2) 普天間飛行場返還跡地の利用について
(3) 牧港補給地区返還跡地の利用について
(4) 那覇港湾施設返還跡地の利用について
(5) キャンプ瑞慶窓口ワーカー・プラザ住宅地区について

2. 医療・介護・福祉政策について

- (1) 医療・薬務行政について (2) 児童福祉について
(3) 介護福祉について (4) 障害福祉について

3. インフラ整備・県土強靭化について

- (1) 県内における空港・港湾整備について
(2) 能登半島地震を教訓とした防災・減災対策について
(3) 安定的な水道供給について
(4) 道路・交通ネットワーク整備について

4. 自然環境・景観行政について

- (1) 環境行政について (2) 沖縄県の景観形成について
(3) 国立自然史博物館誘致について

6月議会一般質問

1. 知事の政治姿勢について

- (1) 那覇港港湾計画が改訂され、計画の早期実現に向けた沖縄県の取組について
ア、施設の老朽化やキャパシティの大型化といった課題の対応について

○土木建築部

那覇港管理組合によると、那覇港では、施設の老朽化が進行し、近年の貨物量増加等に対応できおらず、岸壁延長と荷さばき用地の不足により、非効率な横持ち輸送等が慢性化しているとのことです。このため、老朽化が顕著な港湾施設の安全性を確保するとともに、既存施設の延命化等を計画的に実施し、船舶大型化に対応する岸壁、埠頭用地等の整備に取り組むことあります。県としても、引き続き、那覇港管理組合と連携して課題解決に向け取り組んでまいります。

ウ、浦添第一防波堤の延伸の今後の取組について

○土木建築部長

那覇港管理組合によると、浦添第一防波堤の整備については、現状の浦添埠頭地区等における港内の静穏の確保及び荷役作業の効率性と船舶航行の安全性の確保に資するため、国により100メートル分の延伸工事が実施されており、その着実な整備推進を国に要望しているとのことです。県としても、引き続き、那覇港管理組合と連携して、浦添第一防波堤の着実な整備推進が図られるよう取り組んでまいります。

(2) 那覇港浦添埠頭地区の整備について

- ア、浦添埠頭12号岸壁の早期整備について

○土木建築部長

那覇港管理組合によると、事業化を図る箇所や時期については、需要の顕在化の状況や緊急性、港湾利用者や関係機関の意見等を踏まえ、費用対効果分析等を行い、必要な対応を図ることあります。浦添埠頭12号岸壁の整備については、国や構成団体と調整しながら検討を行っていきたいとのことです。県としては、必要な港湾施設の整備に向け、引き続き、那覇港管理組合と連携して取り組んでまいります。

(3) 観光行政について

- ア、モデル観光地の選択地決定を受けての取組について

○知事

観光庁による地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業のモデル観光地として、令和5年3月に沖縄・奄美エリアが全国10地域とともに選定されたところです。今回選定されたエリアにおいては、観光庁からマスター プランの策定支援、専門人材の派遣、ノウハウの共有、日本政府観光局と連携した海外セールスの強化等の集中的な支援が複数年実施されます。沖縄県としては、今回の選定を契機として、高付加価値な外国人富裕層の取り込みを強化し、旺盛な旅行消費や知的好奇心を満足させることなどを通じて、地域経済の活性化と滞在価値の向上を実現し、多彩で質の高い沖縄観光を推進してまいります。

10月議会一般質問

1. 知事の政治姿勢について

- (1) 那覇港浦添埠頭地区の整備予算の確保に向けた沖縄県の今後の取組について
ア、那覇港湾施設の浦添への移設について

○知事

那覇港管理組合によると、那覇港港湾計画において、浦添埠頭地区では物流空間の形成や交流・にぎわい空間等を位置づけているとのことです。浦添埠頭地区交流・にぎわい空間については、浦添市と那覇港管理組合において、今年度から環境アセスメントの手続などに着手することあります。沖縄県としても、浦添埠頭地区の民港の整備促進に向け、引き続き那覇市、浦添市及び那覇港管理組合と連携して取り組んでまいります。

- イ、浦添埠頭地区の交流・にぎわい空間のうち、県は令和6年度中に海洋緑地とマリーナの基本計画を実施するための予算措置を行い、令和7年度には準備書の作成に取り組めるようにする必要があると考えますが、見解を伺います

○土木建築部長

那覇港管理組合によると、浦添埠頭地区のマリーナ及び海洋緑地については、基本設計を令和6年度に実施することあります。県においても、浦添埠頭地区の整備について引き続き予算措置に取り組んでまいります。

2. 県内ヤギ生産農家の支援について

- (1) 沖縄県としての取組について

○農林水産部長

県では、令和4年度から山羊消費供給安定化事業を実施し、県産ヤギ肉の安定供給を図るために、①、飼養規模拡大に伴う課題解決を目的に、②、飼養管理技術に関する検討会及び講習会を県内5か所で開催、③、飼養管理技術の実証試験を県内2か所で実施、④、優良ヤギの導入補助などを実施しております。県としても、県産ヤギ肉の安定供給に向け、引き続き関係機関と連携した取組を推進し、ヤギの生産振興に努めてまいります。



令和5年10月5日 議会にて一般質問の様子

(2) 家畜防疫衛生への支援による生産農家の環境整備について

○農林水産部長

県では、農家における家畜防疫衛生対策として、家畜伝染病の発生予防及び蔓延防止を図るために、ヤギ生産者に対し、飼養衛生管理基準の遵守指導を実施しているところであります。また、飼養するヤギに伝染性疾病が見られた際には、原因究明のため、家畜保健衛生所で病性鑑定を実施し、結果を基に適正な消毒薬の選択による予防対策を指導しております。県としては、引き続き、関係機関と連携し、ヤギ生産者の防疫衛生対策に努めてまいります。

12月議会一般質問

1. 知事の政治姿勢について

(1) 第23回那覇港湾施設受入れに関する協議会について

ア、10月26日に10年ぶりに知事公室長も入る形で協議会が開催されました。その内容について



令和5年12月7日 議会にて一般質問の様子

○知事公室長

去る10月26日に開催された那覇港湾施設移設受け入れに関する協議会では、浦添市から、第五次浦添市総合計画等に基づく「地元振興に資する事業計画案」を次の協議会で提示すること、協議会の名称を改称し、新名称として「那覇港湾施設移設に係るてだこの都市（まち）・浦添の振興に関する協議会」とすることの2点について提案がございました。各構成員からは、同市からの2つの提案について異存はないことを確認したところです。

イ、浦添埠頭地区交流・賑わい空間の整備事業は、浦添市と那覇港管理組合が環境アセス方法書を作成することですが、県としてこの整備事業を実施協力して進めていくのか

○土木建築部長

那覇港管理組合によると那覇港港湾計画において、浦添埠頭地区では物流空間の形成や交流・賑わい空間等を位置づけていることがあります。浦添埠頭地区交流・賑わい空間については、浦添市と那覇港管理組合において、今年度から環境アセスメントの手続などに取り組んでいることがあります。県としても、同空間の整備促進に向け、引き続き浦添市及び那覇港管理組合と連携して必要な予算の確保等に取り組んでまいります。

2. 下地島空港及び周辺用地の利活用事業の進捗状況と、今後の取組課題について

○知事

沖縄県では、平成26年度から下地島空港及び周辺用地の利活用事業に取り組んでおり、地域に対する経済的・社会的波及効果が期待されています。平成31年3月には、国際線等旅客施設事業が、令和2年9月には、下地島宇宙港事業がそれぞれ開始されております。また、令和3年度には、周辺用地を含む利活用に係る事業提案を公募し、現在、提案者と条件協議を行っており、早期の基本合意書締結を目指しているところであります。今後も宮古島市と連携しながら、利活用の促進に取り組んでいきたいと考えております。

3. 道路行政について

(1) 沖縄西海岸浦添北道路Ⅱ期線工事の進捗について

ア、沖縄西海岸浦添北道路は、国道58号の渋滞緩和や那覇港、那覇空港へのアクセス向上を目的に整備された道路です。カーミージーや港川地域で工事が進んでいますが、進捗状況と課題について

○土木建築部長

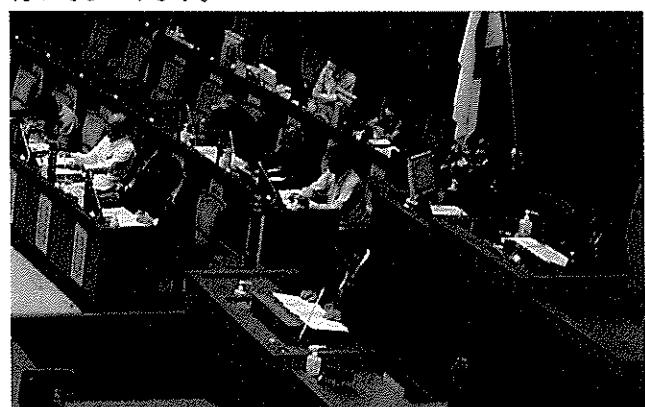
沖縄西海岸道路の浦添北道路は、宜野湾市宇地泊から浦添市港川に至る延長約2キロメートルの道路であり、那覇港・那覇空港へのアクセス向上などを目的として、国において整備が進められております。国によると、令和4年度末の進捗率は事業費ベースで約11%であり、現在、用地補償及び道路改良に取り組んでいるとのことであります。県としては、関係市町村と連携し、沖縄西海岸道路の整備促進を国に要請していきたいと考えております。運用を行っております。

4. 福祉行政について

(1) 児童養護施設の退所年齢と退所後の子供の進路と課題について

○子ども生活福祉部長

児童養護施設等の対象年齢は原則18歳で、最長二十歳まで延長が可能です。また、令和4年3月に高校を卒業した施設等退所児童の進学率は約59%、就職率は約34%となっています。一方、退所後に経済面や精神面で悩みを抱え、退学や離職するなどの課題もあることから、県では退所者等の孤立を防ぎ、必要な支援につなぐため、支援員等による生活相談や就労相談、交流の場の提供、生活資金の支援や貸付け等を実施しております。児童養護施設等の退所者が不安を抱えることなく、自立できるよう必要な支援を行ってまいります。



北海道視察

視察期間／令和5年4月23日(日)～4月27日(木)

今回4月23日～4月27日の日程で北海道視察を行いました。

毎年2月7日は北方領土の日として日本固有の領土、北方領土の一日も早い返還の取り組みが開催されていますが、実際に現地に赴き、北方館にて現状について館長よりお話を伺い、北方四島も目視し改めて距離間の近さに考えさせられました。

近い島迄は約3.7kmであり中間点には貝殻灯が設置されており、その地点を超えるとロシア側になるとの事でした。

更に道民が漁に出る為にはいろいろな制約があり厳しい現実を聞きました。

元島民も高齢化する中、ビザなし交流も中断されており、昨今の国際情勢もありなかなか先が見えないが、日本国民が一致団結して返還に向けて取り組みが一層求められます。

第一区根室海上保安部に於いては沿岸警備について説明を受けました。

知床自然センターにて保全に関する取り組みと、沖縄の西表島との取り組みも説明受けたのち、現地も確認し、自然保護は息の長い取り組みと多くの関係者の方々の理解を得ているのだと感じました。

エスコンフィールドはボールパークの新しい取り組みがあり、この施設を中心に温泉、ホテル、子供の遊具等、地元企業も巻き込んで一大テーマパークを形成する新しい取り組みでした。

この視察を通して学んだのは、北海道の各自治体は地域の課題に取り組む中でやはり人口減少、少子高齢化、過疎化に真正面から向き合っていかないと厳しいという話しがあり、我が沖縄県も早めにこの課題に取り組まなければと感じました。



北方領土視察

神奈川県視察

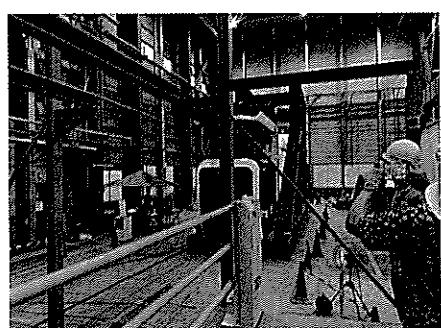
視察期間／令和5年9月20日(水)～9月22日(金)

神奈川県秦野市にあります、都市型自走式ロープウェイ Zippar(ジッパー)を手掛ける、Zip Infrastructure 株式会社(代表取締役：須知貴匡氏)を訪ね、試乗体験並びに意見交換を行いました。

Zippar は、次世代の交通システムとして国土交通省交通政策審議会でも紹介されており、建設コストや工期の点で従来の交通システムに比べて、大きなメリットがあるとのことです。

須知社長からは、東南アジアの交通渋滞解消に貢献したいという熱い想い、そして国内でも同様の課題を抱えている沖縄の課題解決を実証的に行いたいというお話を聞きました。

20代の社員が多く、勢いと熱意にあふれるスタートアップ企業が「沖縄発アジア」の事業展開を図っていること、沖縄の発展への可能性は無限大だとつくづく感じました。



沖縄県議会 議員居室 608号室

〒900-8501 沖縄県那覇市泉崎1-2-3 TEL (098) 866-2608 FAX (098) 866-2773



自民党会派
ホームページ

差當割合：政務活動 のみ全額充当

支外購入費

領 収 証

32-264

鳥居史明 様

金額 736900

但し令和5年4月～令和6年3月(平成貿易)六才(12ヶ月分)
2024年4月25日 上記正に領収いたしました

内
消費税

〒900-0003 那霸市安謝1-13番地

登録 沖縄タイムス販売セイタ

TEL 098-951-1708

浦添車 店担当者

TEL

登録番号 T9360001006803

收入印紙

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務所費
家賃

4月分

領收証

No. 07565

令和5年3月15日

島尻 忠明 様

金額 ¥ 100,000

内訳

物件名	部屋	該当年月	項目	金額		備考
めぐみビル	102	2023/04	賃貸料	100,000		

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社
沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1
TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372



$$100,000 \times 1/2 = 50,000$$

家賃代 (1/2) 50,000 円

支当割合：政務活動、以外が含まれるので案分

事務所費

家賃
水道

5月分

領收証

No. 07564

令和 5年 4月 12日

島尻 忠明 様

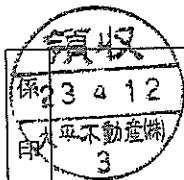
金額 ￥102,970-

内訳

物件名	部屋	該当年月	項目	金額	備考
めぐみビル	102	2023/05	賃貸料	100,000	
めぐみビル	102	2023/05	水道料	2,970	

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社
沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1
TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372



$$102,970 \times 1/2 = 51,485$$

家賃（水道料込）代（1/2） 51,485 円

充當割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務所費

家賃

6月分

領收証

No. 07566

令和 5年 5月19日

島尻 忠明 様

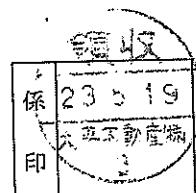
金額 ¥ 100, 000

内訳

物件名	部屋	該当年月	項目	金額	備考
めぐみビル	102	2023/06	賃貸料	100,000	

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社
沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1
TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372



$$100,000 \times 1/2 = 50,000$$

家賃代 (1/2) 50,000 円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務所費

家賃
水道

、7月分

内訳 	物件名	部屋	該当年月	領收証	No. 07567
				島尻 忠明 様	令和 5年 6月 12日
	金額	¥ 103,022 -			
めぐみビル	102	2023/07	賃料	100,000	
めぐみビル	102	2023/07	水道料	3,022	

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社
沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1
TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372



$$103,022 \times 1/2 = 51,511$$

家賃（水道料込）代（1/2） 51,511 円

事務所費
家賃

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

8月分

領收証

No. 07568

令和 5年 7月 24日

島尻 忠明 様

金額 ¥ 100, 000 -

内訳

物件名	部屋	該当年月	項目	金額		備考
めぐみビル	102	2023/08	賃貸料	100,000		

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社
沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1
TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372



$$100,000 \times 1/2 = 50,000$$

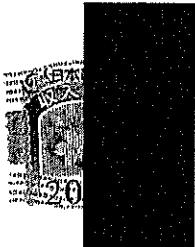
家賃代 (1/2) 50,000 円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務所費

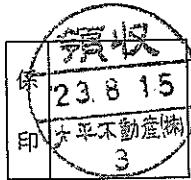
家賃
水道

・9月分

	領收証					No. 07569
						令和5年8月15日
<u>島尻 忠明様</u>						
金額 ¥ 103,022 -						
内訳						
物件名	部屋	該当年月	項目	金額		備考
めぐみビル	102	2023/09	賃料	100,000		
めぐみビル	102	2023/09	水道料	3,022		

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社
沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1
TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372



$$103,022 \times 1/2 = 51,511$$

家賃（水道料込）代（1/2） 51,511 円

事務所費
家賃

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

・10月分

領收証

No. 07570
令和5年9月19日

島尻 忠明 様

金額 ￥100,000-

内訳

物件名	部屋	該当年月	項目	金額	備考
めぐみビル	102	2023/10	賃貸料	100,000	

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社
沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1
TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372

領收
23.9.19
大平不動産株式会社

$$100,000 \times 1/2 = 50,000$$

家賃代 (1/2) 50,000 円

事務所費

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

家
水
賃
道

//月分

領收証

No. 07571

令和5年10月23日

島尻 忠明 様

金額 ￥103,022-

内訳

物件名	部屋	該当年月	項目	金額	備考
めぐみビル	102	2023/11	賃貸料	100,000	
めぐみビル	102	2023/11	水道料	3,022	

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社

沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1

TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372



$$103,022 \times 1/2 = 51,511$$

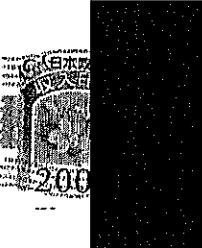
家賃（水道料込）代（1/2） 51,511 円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務所費

家賃

12月分

内訳 	物件名 めぐみビル	部屋 102	該当年月 2023/12	領收証	No. 07572	
				島尻 忠明 様	令和 5年11月13日	
金額				¥ 100, 000 -		
<table border="1"><tr><td>上記金額を正にお預りいたしました。</td></tr></table>						上記金額を正にお預りいたしました。
上記金額を正にお預りいたしました。						
大平不動産株式会社 沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1 TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372						

$$100,000 \times 1/2 = 50,000$$

家賃代 (1/2) 50,000 円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務所費

家
水
賃
道

月分

領收証

No. 07573

令和5年12月11日

島尻 忠明 様

金額 ￥103,022-

内訳

物件名	部屋	該当年月	項目	金額		備考
めぐみビル	102	2024/01	賃貸料	100,000		
めぐみビル	102	2024/01	水道料	3,022		

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社
沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1
TEL : 098-876-1230 FAX : 098-878-5372



$$103,022 \times 1/2 = 51,511$$

家賃（水道料込）代（1/2） 51,511 円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務所費

家賃

2ヶ月分

領收証

No. 07574

令和6年 1月23日

島尻 忠明 様

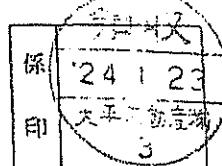
金額 ¥ 100,000 -

内訳

物件名	部 屋	該当年月	項目	金額		備 考
めぐみビル	102	2024/02	賃貸料	100,000		

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社
沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1
TEL: 098-876-1230 FAX: 098-878-5372



$$100,000 \times 1/2 = 50,000$$

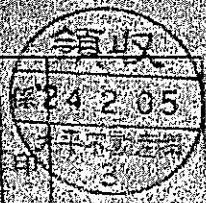
家賃代 (1/2) 50,000 円

事務所費

充当割合:政務活動以外が含まれるので案分

家賃
水道

3月分

	No. 07575	領 収 証		令和6年 2月 5日
		島房 忠明 様		
	金額	103,022		
内訳	項目名	部 務	充当割合	金額
	みくみビル	02	2021/03	100,000
	ガス代	02	2021/03	3,022
上記合計をお預けいたしました。				
大平不動産株式会社 沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1 TEL: 098-878-1230 FAX: 098-878-5372		 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;"> 令和6年 2月5日 大平不動産 103,022 </div>		

$$103,022 \times 1/2 = 51,511$$

家賃（水道料込）代 (1/2) 51,511 円

事務所費

統一様式一②

事務所概要申告票

議員名

鶴見忠明

1. 物件の所在

住所	沖縄市大字 1-6-1 めぐみビル 102
電話番号	098-987-6137

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまで完了(署名・押印も不要)

<input type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 貸借事務所
・賃貸借契約先 []
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

鶴見忠明

賃貸人

氏名

住所

統一様式-③

事務所費充当状況申告票

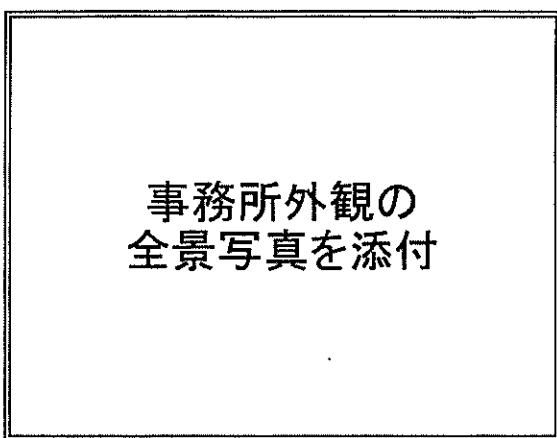
事務所費

議員名 島尻 忠明

1. 事務所の状況

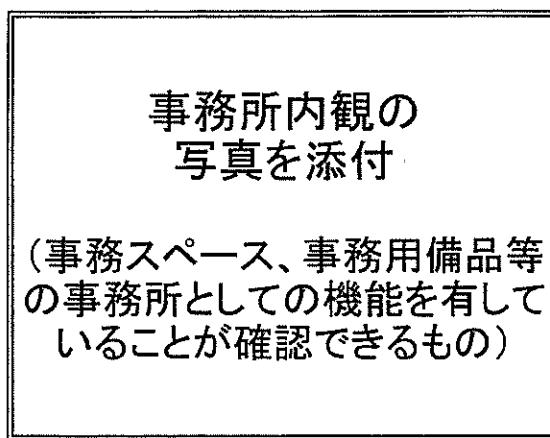
住所	浦添市大平1-6-1 めぐみビル102
----	---------------------

(事務所の外観)



事務所外観の
全景写真を添付

(事務所の内観)



事務所内観の
写真を添付

(事務スペース、事務用備品等
の事務所としての機能を有して
いることが確認できるもの)

2. 充当割合とその説明

充当割合	1/2
------	-----

充当割合の説明 :

当該事務所は、政務活動と兼用しており、各活動の割合が明確に区分できないため、1/2を充当割合とする。

(関係経費)

家賃(月額)	100,000	円
その他	水道料	2,970 円
	水道料	3,022 円

(充当額)

家賃(月額)	50,000	円
その他	水道料	1,485 円
	水道料	1,511 円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

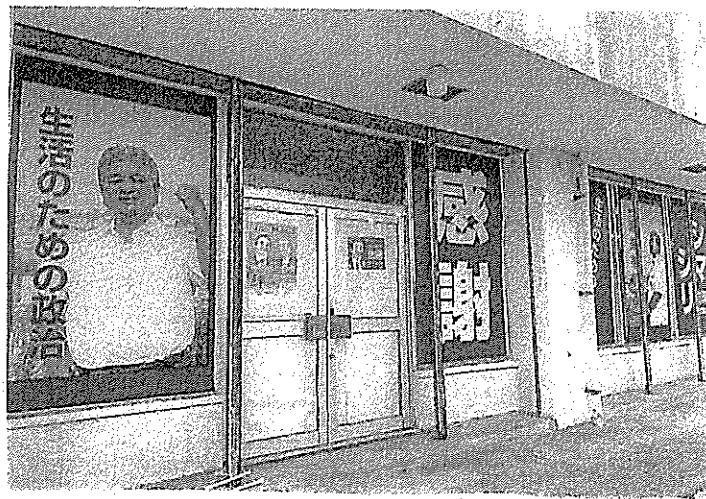
沖縄県議会議員

島尻 忠明

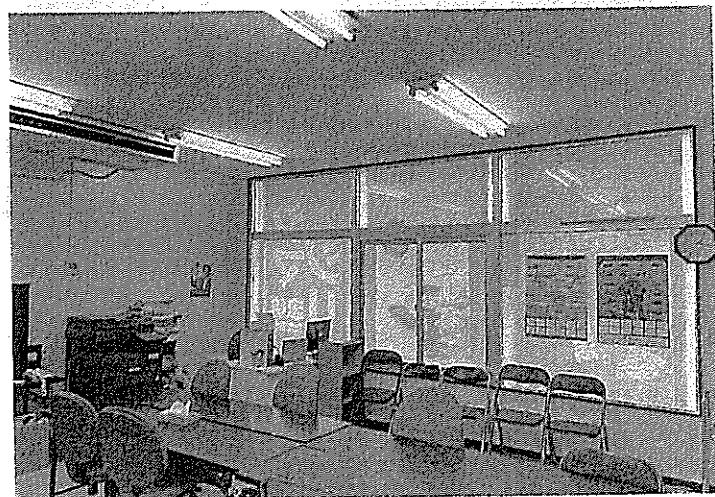


事務所費

事務所外観



事務所内観



来客用駐車場



事務所費

貸室賃貸借契約書

(沖縄県知事免許(9)第1141号)



大平不動産株式会社

〒901-2132 沖縄県浦添市伊祖2丁目3番1-101号

☎(098)876-1230(代) FAX(098)878-5372

事務所費

貸室賃貸借契約書

このたび賃貸人 [REDACTED] と賃借人 島原 達明 は、次の通り賃貸借契約を締結した。よってその証として本契約書 二通を作成し、記名押印のうえ、各自各通を所持する。

第1条（目的賃室の表示）

賃貸人は、その所有する次に表示の賃室を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借した。

賃室の所在場所：沖縄県那覇市大字一六一

賃室の構造：RC 造 陸 屋根 5階建 / 階部分

賃室の専有面積：75.6 m² (約 22-27坪)

物件の名称：めぐみビル

102.

第2条（賃貸借期間）

賃貸借の期間は 2019年2月1日から2021年1月31日までの 年間とする。但し、当事者合意の上、更新することができる。

第3条（賃料等）

- 賃料は毎月金 壹拾萬 ¥100,000- 円也（消費税別）とし、賃借人は毎月 末 日までに 翌 月分を、後記特約条項第2条記載の銀行口座に振込みで支払うか、賃借人の銀行口座より振替（賃貸人の指定する金融機関に限る）とする。共用部分の維持管理費用として月額金 一 円也の共益費を賃料と併せて支払うものとする。
毎月未満の賃料等は毎ヶ月を30日とした日割計算とする。（壹円単位は四捨五入）
但し、振込みに係る手数料は賃借人の負担とする。
- その賃料等が経済事情の変動、公租公課の増減、近隣の賃室賃料との比較等により不相当となったときは、契約期間中であっても賃料等の増減をすることができる。

第4条（敷 金）

- 賃貸人は敷金として金 壹拾萬 ¥100,000- 円也を賃借人から受領した。但し、敷金には利息をつけないものとする。
- 賃借人は明け渡すまでの間、敷金をもって賃料等その他の債務と相殺できない。
- 賃貸人の承諾なく、敷金に対する権利を、他に譲渡又は担保に供してはならない。
- 第2条の契約期間始期から起算して 年未満 に賃借人の都合による解約の場合は違約金として賃貸人は敷金の全額を返還しない。なおかつ賃借人は本件賃室の原状回復費用及び一切の債務を支払うものとする。

事務所費

5. 第2条の契約期間始期から起算して~~2~~年以降の賃借人の都合による解約の場合は敷金の~~1~~割を償却費として差し引き、返還金~~1~~割から本件貸室の原状回復費用及び一切の債務を差し引いた額を返還する。その際賃貸人は、返還金から差し引く債務の額の内訳を賃借人に明示しなければならない。
6. 前項に定める原状回復費用及び一切の債務が返還金を上回る場合は、賃借人は遅滞なくその不足した金額を賃貸人に支払うものとする。

第5条（礼金）

賃貸人は礼金として金~~1~~円を賃借人から受領した。尚、礼金は返還されないものとする。

第6条（使用目的）

賃借人は、貸室を~~事務所~~の目的で使用し、他の用途に使用してはならない。

第7条（転貸等の禁止）

賃借人は、賃借権を譲渡、若しくは本件貸室を転貸（同居、共同使用等事実上賃借権の一部又は全部の譲渡、転貸と同様の結果となる全ての場合も含む）してはならない。

第8条（通知義務並びに所有権放棄）

1. 賃借人は本件貸室を長期間不在にする場合その旨、賃貸人に通知しなければならない。無断で~~1~~ヶ月以上本件貸室を不在にし何等の通知もなく賃料等も支払わない場合、賃貸人は本契約を解除することができる。その際、本件貸室内外の賃借人の所有する什器備品等残留品一切の所有権を放棄したものとし、賃貸人においてこれらを処分しても賃借人は一切異議を述べないものとする。
2. 賃借人が死亡又は解散した場合、賃借人の相続人又は代理人は、賃貸人に対し遅延なくその旨を通知し、諸手続きを速やかに行うものとする。但し、相続人がいない場合は当然、本契約は終了とする。

第9条（増改築禁止）

賃借人は、賃貸人の承諾なしに貸室の構造を変更し、又はこれに対して造作加工を為してはならない。

第10条（賃借人の改装及び原状回復）

1. 賃借人が本件貸室を改装する場合、予め賃貸人の承諾を得なければならない。その際、賃借人は賃貸人に対して計画図面等の書面を提出しなければならない。
2. 賃借人が本件貸室を明け渡す（解約、解除等）場合、什器備品及び内装工事等の買取り請求をしてはならない。

事務所費

3. 貸借人が原状回復せずに明け渡した場合は、原状回復にかかる費用及び原状回復終了までの賃料等を敷金から差し引くが、その費用が敷金返還分で不足した場合、貸借人は遅滞なくその不足した金額を貸貸人に支払うものとする。
4. 前項の原状回復とは、本件貸室を入居時の状態に戻すことではあるが、その原状回復は貸貸人及び貸借人が協議して行うものとする。

第11条（補修費用）

本件建物の土台、柱、屋根、壁のひび割れ、外壁塗装の剥離、雨漏り等、建物の基本的施設に関する修繕は貸貸人の負担とし、貸借人の営業上の施設に関する修繕は貸借人の負担とする。但し、貸貸人の負担に係る事項であっても、貸借人の責に帰すべき事由によって毀損した場合は貸借人の負担とする。

第12条（賃貸人の免責事由）

1. 賃貸人は天災、地変、火災、盗難等により生じた損害、又は電気、ガス、上下水道等の設備の破損により生じた損害に関しては、重大なる過失の無い限り、一切その賠償の責任を負わないものとする。
2. 前項の賠償を保証する為、貸借人は契約期間中、店舗総合保険等（火災保険、盗難保険等）に加入しなければならない。

第13条（契約の終了）

1. 本件貸室が、火災その他の災害で大破又は滅失したときは、本契約は催告をしないで当然消滅する。この場合には敷金 支拂萬 円也は、貸借人へ全額返還する。
4,100.000-
2. 貸借人の責めによる火災焼失等の場合は、敷金及び既納の賃料等は貸借人に返還しない。

第14条（諸費用の実費負担）

次の各号の諸費用は貸借人が実費で負担するものとする。

- (1)電気、ガス、水道、電話料金等、その他の公共料金。
- (2)本件貸室から出るゴミ等の廃棄物については、国及び市町村が定める方法に従い貸借人の責任においてその処分を行い、貸貸人その他の入居者に一切迷惑をかけないものとする。
- (3)本件貸室内の電球、蛍光灯の取り替え、水道栓（パッキン）の取り替え等、その他使用上生じた諸費用。
- (4)トイレ、洗面台、流し台等の排水パイプのつまり補修費用。

事務所費

第15条（使用上の注意）

賃借人は、本件貸室内外において危険、不潔、その他近隣の迷惑となる行為をしてはならない。

第16条（契約解除）

賃借人が次の各号の一つに該当したときは、賃貸人は催告をしないで、直ちに本契約を解除することができる。賃借人の所有物が貸室内外に契約解除の日から2日以上放置される場合は、賃貸人がこれを自由に処分しても異議の申し立てをしない。

- (1)2ヶ月分以上賃料等の支払いを怠ったとき。
- (2)賃料等の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における賃貸人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
- (3)第7条及び第9条の規定に違反したとき。
- (4)長期不在により賃借権の行使を継続する意思がないとき。
- (5)その他本契約に違反したとき。

第17条（賃借人の解約申入れ）

賃借人は、賃貸人に対して壹月の予告をもって本契約の解約を申し入れることができる。但し賃借人は予告に代え、壹月分の賃料等相当額を賃貸人に支払って即時に解約することができる。

第18条（損害賠償等）

賃借人（その使用人及び来店者も含む）の責に帰すべき事由によって本件貸室及び本件建物（植栽等付属物含む）を破損したときは、賃借人はすみやかにこれを原状に回復し、又は損害の賠償をする。

第19条（移転料等の不請求）

賃借人は、本件貸室の明渡しに際し、賃貸人に対し、貸室に付加した有益費及び移転料その他これに類する金銭上の請求をしてはならない。

第20条（看板等設置）

賃借人は、本件貸室の屋外（屋上及び外壁等）に看板等を設置しようとするときは、予め賃貸人の承諾を得て、安全面（暴風時及び天災等も考慮して設置）を十分に考慮しなければならない。賃借人が設置した看板等で人身事故、物損事故等があった場合は、賃借人の責任とし、賃借人はその解決に努力しなければならない。

事務所費

第21条（賃貸人の代理人）

賃貸人は、賃貸人の代理人として、賃借人との連絡及び事務手続き（賃料等の受領も含む）を行うため、管理人を置くことができる。

第22条（連帯保証人）

- 連帯保証人は賃借人の本契約より生じる一切の債務について、賃借人と連帯して債務履行の責を負うものとする。
- 本契約の更新がなされた後も引き続き連帯保証人として、その責を負うものとする。
- 連帯保証人が死亡又は解散した時は、賃借人は直ちにその旨を賃貸人に通知し、連帯保証人の変更をしなければならない。その他賃貸人において必要と認める時にも賃借人は連帯保証人を変更又は追加しなければならない。

第23条（保安点検）

賃貸人又はその代理人は、貸室及び建物の保全、衛生、防火、防犯、救護等に関し、必要あるときは、隨時、契約貸室内に立入り、必要な措置を講ずることができる。
この場合、賃借人は賃貸人又はその代理人の措置に協力しなければならない。

第24条（合意管轄）

本契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判とすることに各当事者は合意した。

第25条（駐車場）

- 本件貸室の駐車場は 1台付 とする。
- 賃借人は駐車場において、駐車場、車両、積載物等の管理を行い、賃貸人はそれらの損害に関して一切の責任を負わないものとする。
- 賃借人は駐車場を利用する車両に変更があった場合は、速やかに賃貸人に届け出なければならない。
- 賃借人は車庫証明の発行を賃貸人に求める場合、保証金として1台につき金参萬円也を発行と同時に賃貸人又は代理人に預け入れる。但し、保証金には利息はつけない。
- 前項の保証金は、本契約の終了、当該車両の廃車、又は譲渡した時点で、その日から60日以内に保管場所台帳（所轄の交通安全協会に保管）の記載を抹消し、その車検証の写しを賃貸人又は代理人に提出し、賃貸人又は代理人が確認した時点で返還するが、その抹消手続きが60日を超えた場合、保証金は消去し賃借人に一切返還しない。
- 車庫証明の申請及び抹消手続きは、賃借人自ら行うものとする。

事務所費

《特約条項》

第1条（暴力団対策法等）

賃借人が次の各号のいずれかに該当したときは、賃貸人は何ら催告を要せず本契約は解除となり、賃借人は本物件を明け渡さなければならない。

(1)暴力団員又は、反社会的構成員と判明したとき。

(2)本物件、共用部分、附属設備等に暴力団の組織、名称、活動等に関する看板、名札、写真、絵画、ちょうちん、家紋、その他これに類似する物件を掲示、若しくは搬入したとき。

(3)暴力団員以外の者が賃借人である場合でも本物件内に暴力団構成員、同準構成員等を居住させ、又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。

(4)賃借人又はその関係者が本物件内、共用部分、その他本物件に近接する場合において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑、不安、不快感等を与えたとき。

第2条（賃料等振込先）

賃借人は賃料等を下記口座に振り込むものとする。振込み手数料は賃借人負担。

沖縄銀行 [] 支店 [] 大平不動産（株）

第3条（保証契約）

本件貸室には賃借人の負担で家賃保証契約を附帯し、本件貸室賃貸借契約が終了するまで、家賃保証契約を継続するものとする。

第4条（賃料等の遅延損害金）

1. 賃借人は賃料等の支払い期日を10日過ぎても、賃料の全部又は一部の支払いを怠ったときは、金5,000円の請求手数料（遅延した月のみ）と遅延した金額に対し、年利14.5%の割合による遅延損害金を加算して支払うものとする。
2. 賃借人が家賃保証委託契約を行っている場合、前項に定めた期間を過ぎた時、賃貸人は保証会社に代位弁済を請求し、賃借人は保証会社に対して保証委託契約に定めた損害金等を支払うものとする。

事務所費

電気 沖縄電力(株) TEL 876-5221 電気番号 _____

ガス 浦添ガス工業 ⁰⁹⁸ TEL 877-5468 ガス番号 _____

※ガスはガス会社によって保証金（預かり金）が必要です。

水道 浦添市水道局 TEL 877-8476 水道番号 _____

※賃貸人が検針請求する場合もございます。／

ゴミ 浦添市役所 TEL 876-1234

※必ず環境保全課に電話連絡の上、ゴミ収集の契約を行って下さい。

鍵（正面 本、裏口 本、シャッター 本）受取 印

事務所費

2019年1月21日

賃 貸 人	住 所	[REDACTED]		
	氏 名	[REDACTED] [REDACTED]		
賃 借 人	本 籍			
	現 住 所	901-20126 連年コンジョン 浦添市宮城4-22-6-307		
	氏 名	鶴見志明 年 [REDACTED] 昭和4年8月22日 (携帯) [REDACTED] (自宅) [REDACTED]		
	勤 務 先	浦添市議会 電 話 (職場) 876-1234		
連 帶 保 証 人	住 所			
	氏 名	[REDACTED] 印	生年 月日	年 月 日
	勤 務 先	電 話 (携帯) (自宅) (職場)		
	連 帶 保 証 人	住 所		
氏 名	[REDACTED] 印	生年 月日	年 月 日	
勤 務 先	電 話 (携帯) (自宅) (職場)			

宅地建物取引業者 免許番号 沖縄県知事(9)第1141号

(管 理 人)

沖縄県浦添市伊祖2丁目3番1-101号

大平不動産株式会社

電話 098-876-1230

代表取締役 比嘉良相

取引主任者 [REDACTED]